



夏期休暇期間中の出張や立替払いの 精算等の手続きはお早めをお願いします

新型コロナウイルスの影響を受けて、研究活動に制約を受けながら研究活動を推進されていることと思います。夏期休暇期間中の出張や立替払いの精算等の手続きは、お早めにリサーチオフィスへお願いいたします。

2020年度に実施した証憑点検で、大学院生の研究補助アルバイトの勤務日・時間と学会発表での出張日の重複が見つかり、アルバイトの勤務日・時間の記入の誤りを確認し、修正を行うことになりました。また、PDFで出力される領収書を誤って二度提出されたことから、二重払いとなってしまった事案も発生しました。

勤務や出張、立替払い等の都度、記録や必要な手続きを行っていただき、誤りや漏れなく研究費執行ができるようご協力をお願いします。



科研費等公的研究費を応募される（された）研究者の皆様へ

今年度の科研費応募から応募時期が前倒しされ、多くの種目が学内締め切りを終えました。科研費を含む公的研究費を応募される際には、コンプライアンス教育を受講するとともに「誓約書」を提出いただく必要があります。

今年度新たに科研費に応募される（された）方で、2020年度の再受講・再提出または新規受講・提出をされていない方は、速やかにコンプライアンス教育を受講した後に「誓約書」の提出をお願いします。

リサーチオフィスにおいても、応募者の誓約書提出状況の確認を行い、未提出の場合は提出の案内をさせていただきます。コンプライアンス教育動画および誓約書の提出（オンライン）案内は以下のページにまとめています。



http://www.ritsumei.ac.jp/research/member/research_expenses/05.html/

[コンプライアンス教育の web ページへ ▶](#)

他大学で実際に発生した不正事案について

文部科学省のホームページでは、実際に発生した不正使用事案の概要が公開されています。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

2020年度の事案は4件あり、このうち関西に所在する大学の事案の概要を紹介します。

不正の種類	謝金の目的外使用及び架空請求
不正が行われた年度	2010～2018年度
不正に支出された研究費額	1,878,150円
不正に関与した研究者数	1名
動機	当該教員が研究室の学生に対する経済的援助を行う必要があると判断していたことによる。
手法	当該教員が、本来は「実験補助」業務ではないにもかかわらず、①～③において「実験補助」業務と認識し、自らの研究費をもって、学生就業者に対してアルバイト報酬を支払っていた。 ①授業の準備やレポートの採点といった教学補助業務に対する対価として ②ゼミで行う見学会(ゼミ旅行)の宿泊費、学会への参加費及びそれらについての交通費の補填として ③研究室内における消耗品等の購入費の立替金の清算として
発生要因	当該教員が採点業務や学会・ゼミ旅行参加等をすべて「実験補助」に該当すると勝手に判断し、学生就業者に対してはアルバイト届や勤務表の勤務内容として「実験補助」と記載するよう指示を行っていた。

本大学におけるコンプライアンス教育動画においても、過去に本大学において発生した「架空のアルバイト請求」の事例を紹介しています。学生の経済支援を意図したとしても、当該研究費の研究遂行に直接関係するものではない支出や、事実と異なる書類の作成は不正使用となります。

本大学における学生アルバイト等の雇用や勤務管理の手続きについては「研究費執行ガイドブック」P.43～をご確認ください。ご不明な点はリサーチオフィスまでお問合せください。

なお、内部監査として、学生アルバイト等非常勤雇用者を雇用する研究者および非常勤雇用者の一部を対象に勤務実態についてのヒアリングを行っています。



ニュースレターの発行

このニュースレターは啓発活動の一環として年4回発行し、他機関を含む不正使用事案とその発生要因の共有、内部監査や証憑点検における指摘事項など、研究費の適正な執行のための情報を定期的に発信配信していく予定です。今回は12月発行の予定です。

立命館大学 研究部 〈研究企画課〉
京都市中京区西ノ京朱雀町1

